(e)　「同等受益者」とは、次の(i)又は(ii)に規定するいずれかの者をいう。

(i)　この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約（以下この条において「租税条約」という。）を有している国の居住者であつて、次の(aa)から(cc)までに掲げる要件を満たすもの

(aa)　租税条約が実効的な情報の交換に関する規定を有すること。

(bb)　当該居住者が、租税条約における特典の制限に関する規定に基づき適格者に該当すること又は租税条約に当該規定がない場合には、租税条約に2の規定に相当する規定が含まれているとしたならば、当該居住者がその規定により適格者に該当するであろうとみられること。

(cc)　第十条3、第十一条又は第十二条に定める所得に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたならば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けるであろうとみられること。

(ii)　2(a)から(e)までに掲げる適格者

第二十一条のB

この条約の他のいかなる規定にもかかわらず、一方の締約国の居住者である法人に関し、次の(a)及び(b)のいずれにも該当する場合には、租税の免除又は軽減を認めるこの条約の規定は、当該法人の所得及び当該法人が支払う配当については、適用しない。

(a)　当該法人が、次の(i)又は(ii)に掲げることから生ずる所得を主として当該一方の締約国以外の国内において取得すること。

(i)　金融活動又は船舶による運送活動を行うこと。

(ii)　主として当該一方の締約国以外の国内において事業を行う法人の集団の本拠若しくは調整機関又は当該集団に対して管理上の役務その他の支援を行う団体であること。

(b)　当該一方の締約国の法令の下において、(a)に規定する所得が、当該一方の締約国内において金融活動若しくは船舶による運送活動を行うこと又は当該一方の締約国内において事業を行う法人の集団の本拠若しくは調整機関若しくは当該集団に対して管理上の役務その他の支援を行う団体であることから生ずる所得に比して、著しく低い租税を課されるものであること。

第二十一条のC

所得の支払又は取得の基因となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、この条約の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的とする場合には、当該所得に対しては、この条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

第十五条

条約第二十二条を次のように改める。

第二十二条

1　日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従つてスウェーデンにおいて租税を課される所得をスウェーデン内において取得する場合には、当該所得について納付されるスウェーデンの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、当該所得に対応する日本国の租税の額を超えないものとする。

2　(a)　(b)及び第十条6の規定が適用される場合を除くほか、スウェーデンの居住者がこの条約の規定に従つて日本国において租税を課される所得を取得する場合には、スウェーデンは、外国の租税の控除に関するスウェーデンの法令（その一般原則を変更することなく随時行われる改正の後のものを含む。）の規定に従い、当該所得について納付される日本国の租税の額と等しい額を当該所得に対する租税の額から控除する。

(b)　スウェーデンの居住者がこの条約の規定に従つて日本国においてのみ租税を課される所得を取得する場合には、スウェーデンは、スウェーデンの租税の累進税率の決定に当たつては、日本国においてのみ租税を課される所得を考慮することができる。

第十六条

1　条約第二十三条2を次のように改める。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

2　条約第二十三条3中「第九条、第十一条6又は第十二条6」を「第九条1、第十一条6又は第十二条4」に改める。

第十七条

条約第二十四条に次の5から7までを加える。

5　(a)　一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b)　当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から三年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するために合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行つた場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

6　5の規定の適用上、

(a)　両締約国の権限のある当局は、5の規定に従つて申し立てられた事案によつて直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によつて定める。

(b)　仲裁のための委員会は、次の規則に従つて、設置される。

(i)　仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。

(ii)　各締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人（自国の国民とすることができる。）を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。

(iii)　全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあつてはならず、及び1の規定に従つて申し立てられた事案に関与した者であつてはならない。第三の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民でもあつてはならない。